

運営協議会を効率的に運営するための検討

問題意識

「自家用有償旅客運送の必要性」についての協議が十分に行われていないとの指摘を踏まえ、まず、必要性の協議が行うことが重要であると認識。このため運営協議会において、より協議を充実すべきものと、運輸支局による事前チェックなどを活用して簡素化できるものを整理することにより、一層必要性の協議の充実が図られるのではないか。

法令等における運営協議会での協議事項の位置付け

重要協議事項(法令事項)

① 自家用有償旅客運送の必要性 【(登録の拒否)道路運送法第79条の4第5号】

申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

協議事項(省令事項)

② 運送の区域 【(運送の区域)道路運送法施行規則第51条の4第1項】

法第79条の2第1項第3号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第51条の7に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該協議会等において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

③ 運送の対価 【(旅客から收受する対価の基準)道路運送法施行規則第51条の15第3項】

過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

現行の協議事項の整理

① 必要性

② 運送の区域

③ 運送の対価

④ 旅客の範囲

⑤ その他必要な措置について

使用する自動車の種類ごとの数、運転者に求められる要件
損害賠償の措置、運行管理の体制、整備管理の体制
事故時の連絡体制、苦情処理体制、その他必要な事項

より充実した議論が必要

地域における考え方を議論することは重要であるが、
個別の適用については、第三者の知見の活用が可能
ではないか？

運輸支局の事前チェック

